



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

| | |
|----------------------------------|---|
| 告 示 | |
| ○ 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課） | 1 |
| ○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） | 1 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立浦添工業高等学校） | 2 |
| 公安委員会事項 | |
| ○ 機械警備業務管理者講習の実施 | 4 |
| ○ 雑踏警備業務検定の実施 | 5 |
| ○ 施設警備業務検定の実施 | 6 |

告 示

沖縄県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 伊是名村地内（伊是名東部第2地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年8月30日から令和4年2月9日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字川平地内（大嵩地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年8月18日から令和4年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第423号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、渡名喜加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和3年8月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年8月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 うるま市屋慶名(4)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域

| 郡市 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|------|-----|-----|--------|------|
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1516番 | 1 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1508番2 | 2 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1556番1 | 3 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1555番9 | 4 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1553番 | 5 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1528番 | 6 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1534番 | 7 |
| うるま市 | 与那城 | 屋慶名 | 1520番 | 8 |

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

沖縄県立浦添工業高等学校長 波 平 孝 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 画像処理・自動設計製図装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立浦添工業高等学校産振施設A棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年10月4日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそ

それぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県立浦添工業高等学校事務室 〒901-2111 浦添市経塚一丁目1番1号 電話番号098-879-5992

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年10月4日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年10月11日（月曜日）午後3時
- (2) 場所 沖縄県立浦添工業高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年10月8日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年10月4日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立浦添工業高等学校
- (2) 所在地 〒901-2111 浦添市経塚一丁目1番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和3年10月8日（金曜日）午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Automatic Drafting Design Equipment: 1 set

(2) TIME LIMIT OF DELIVERY

February 28, 2022

(3) DATE FOR BIDS

3:00 p.m. October 11, 2021

(4) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Urasoe Technical Senior High School Office

1-1-1 Kyouzuka Urasoe City, Okinawa, Japan, 901-2111

Telephone 098-879-5992

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第157号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和3年8月31日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

| 講習期間 | 時間 | 場所 |
|-----------------------------------|--|--------------------------------------|
| 令和3年10月26日（火曜日） から同月28日（木曜日）まで | 午前9時から午後5時（令和3年10月28日 にあつては、午後3時）まで | 那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室 |
| 【考查】10月28日（木曜日） | 午後3時30分から午後5時10分まで | |

2 受講定員 25人

3 受講対象者 警備業法第2条第5項の業務に係る機械警備業務管理者講習の受講を希望する者とする。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込み 機械警備業務管理者講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 機械警備業務管理者講習の受付期間及び受付時間は、令和3年9月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達

した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (4) 受講手数料 手数料39,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 その他

- (1) 機械警備業務管理者講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

沖縄県公安委員会告示第158号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定(以下「検定」という。)を次のとおり実施する。

令和3年8月31日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

| 種別 | 級 | 定員 | 実施期日 | 場所 |
|--------|----|-----|----------------------------------|-----------------------------|
| 雑踏警備業務 | 1級 | 10人 | 令和3年12月11日(土曜日) 午前10時から午後6時まで | 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂 |
| | 2級 | 10人 | | |

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (2) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (7) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつ

て、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和3年9月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(8) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(9) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第159号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和3年8月31日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

| 種別 | 級 | 定員 | 実施期日 | 場所 |
|--------|----|-----|----------------------------------|-----------------------------|
| 施設警備業務 | 1級 | 10人 | 令和3年12月19日（日曜日） 午前10時から午後6時まで | 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂 |
| | 2級 | 10人 | | |

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (5) 施設警備業務の管理に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 施設警備業務の管理に関すること。
- (7) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和3年9月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。
郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納
の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交
付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1